

道路占用料の一部改定について（お知らせ）

登 米 市

平素 本市の道路行政にご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、本市では、登米市道路占用料条例を改正して、占用料を一部改定しましたのでお知らせいたします。

この改正は、令和8年7月1日から適用します。ご理解の程よろしくお願いいたします。

新旧対照表

改正後				改正前			
第1条～第7条（略） 別表（第2条関係）				第1条～第7条（略） 別表（第2条関係）			
占用物件		占用料		占用物件		占用料	
		単位	金額			単位	金額
法第32条第 1項第1号 に掲げる工 作物	第1種電柱	1本につき	530	法第32条第 1項第1号 に掲げる工 作物	第1種電柱	1本につき	430
	第2種電柱	1年	810		第2種電柱	1年	670
	第3種電柱		1,100		第3種電柱		900
	第1種電話柱		470		第1種電話柱		390
	第2種電話柱		750		第2種電話柱		620
	第3種電話柱		1,000		第3種電話柱		850
	その他の柱類		47		その他の柱類		39

	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき	5
	地下に設ける電線その他の線類	1年	3
	路上に設ける変圧器	1個につき 1年	460
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	280
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき 1年	940
	郵便差出箱及び信書便差出箱		390
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	580
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	940
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき	20
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	1年	28

	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき	4
	地下に設ける電線その他の線類	1年	2
	路上に設ける変圧器	1個につき 1年	380
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	230
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき 1年	780
	郵便差出箱及び信書便差出箱		330
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	590
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	780
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき	16
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	1年	23

	検知の対象として設置する導線その他の線類				
	道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	1本につき 1年	750		
	その他のもの	上空に設けるもの 地下に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	470	
				280	
	その他のもの			940	
法第32条第1項第4号に掲げる施設			占用面積1	940	
	検知の対象として設置する導線その他の線類				
	道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	1本につき 1年	620		
	その他のもの	上空に設けるもの 地下に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	390	
				230	
	その他のもの			780	
法第32条第1項第4号に掲げる施設			占用面積1	780	

			平方メートルにつき1年					平方メートルにつき1年	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	時価に0.004を乗じて得た額	法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	時価に0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの		時価に0.006を乗じて得た額			階数が2のもの		時価に0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		時価に0.008を乗じて得た額			階数が3以上のもの		時価に0.007を乗じて得た額
	上空に設ける通路			290	上空に設ける通路			290	
	地下に設ける通路			180	地下に設ける通路			180	
その他のもの			940	その他のもの			780		
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	6	法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	6
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	58		その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	59
道路法施行令(昭和27年政令第479)	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1	58	道路法施行令(昭和27年政令第479)	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1	59

号。以下「令」という。) 第7条第1号に掲げる物件		月		
	その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	580	
	標識	1本につき1年	750	
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	6
		その他のもの	1本につき1月	58
	幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	6
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	58
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	580
その他のもの			290	

号。以下「令」という。) 第7条第1号に掲げる物件		月		
	その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	590	
	標識	1本につき1年	620	
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	6
		その他のもの	1本につき1月	59
	幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	6
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	59
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	590
その他のもの			290	

		の		
令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1 平方メートルにつき1 年	940
令第7条第3号に掲げる施設			占用面積1 平方メートルにつき1 年	時価に0.034 を乗じて得 た額
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び 同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1 平方メートルにつき1 月	58
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び 同条第7号に掲げる施設			占用面積1 平方メートルにつき1 月	94
令第7条第 8号に掲げ る施設	トンネルの上又は高架の道 路の路面下（当該路面下の 地下を除く。）に設けるも の		占用面積1 平方メートルにつき1 年	時価に0.018 を乗じて得 た額
	上空に設けるもの			時価に0.018 を乗じて得 た額
	地下（トンネ ルの上の地	階数が1の もの		時価に0.004 を乗じて得

		の		
令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1 平方メートルにつき1 年	780
令第7条第3号に掲げる施設			占用面積1 平方メートルにつき1 年	時価に0.031 を乗じて得 た額
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び 同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1 平方メートルにつき1 月	59
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び 同条第7号に掲げる施設			占用面積1 平方メートルにつき1 月	78
令第7条第 8号に掲げ る施設	トンネルの上又は高架の道 路の路面下（当該路面下の 地下を除く。）に設けるも の		占用面積1 平方メートルにつき1 年	時価に0.017 を乗じて得 た額
	上空に設けるもの			時価に0.017 を乗じて得 た額
	地下（トンネ ルの上の地	階数が1の もの		時価に0.004 を乗じて得

	下を除く。)に設けるもの	階数が2のもの	た額 時価に0.006を乗じて得た額		下を除く。)に設けるもの	階数が2のもの	た額 時価に0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	時価に0.008を乗じて得た額			階数が3以上のもの	時価に0.007を乗じて得た額
	その他のもの		時価に0.026を乗じて得た額		その他のもの		時価に0.025を乗じて得た額
令第7条第9号に掲げる施設	建築物	占用面積1平方メートルにつき1年	時価に0.024を乗じて得た額	令第7条第9号に掲げる施設	建築物	占用面積1平方メートルにつき1年	時価に0.022を乗じて得た額
	その他のもの		時価に0.017を乗じて得た額		その他のもの		時価に0.015を乗じて得た額
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	占用面積1平方メートルにつき1年	時価に0.024を乗じて得た額	令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	占用面積1平方メートルにつき1年	時価に0.022を乗じて得た額
	その他のもの		時価に0.017を乗じて得た額		その他のもの		時価に0.015を乗じて得た額
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	時価に0.024を乗じて得た額	令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	時価に0.022を乗じて得た額
	上空に設けるもの		時価に0.024		上空に設けるもの		時価に0.022

			を乗じて得た額
	<u>その他のもの</u>		時価に0.034を乗じて得た額
<u>令第7条第12号に掲げる器具</u>		<u>占有面積1平方メートルにつき1年</u>	時価に0.026を乗じて得た額
<u>令第7条第13号に掲げる施設</u>	<u>トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの</u>	<u>占有面積1平方メートルにつき1年</u>	時価に0.024を乗じて得た額
	<u>上空に設けるもの</u>		時価に0.024を乗じて得た額
	<u>その他のもの</u>		時価に0.034を乗じて得た額
<u>令第7条第14号及び第15号に掲げる施設</u>		<u>占有面積1平方メートルにつき1年</u>	時価に0.034を乗じて得た額
備考 1～8 (略)			

			を乗じて得た額
	<u>その他のもの</u>		時価に0.031を乗じて得た額
<u>令第7条第12号に掲げる器具</u>		<u>占有面積1平方メートルにつき1年</u>	時価に0.025を乗じて得た額
<u>令第7条第13号に掲げる施設</u>	<u>トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの</u>	<u>占有面積1平方メートルにつき1年</u>	時価に0.022を乗じて得た額
	<u>上空に設けるもの</u>		時価に0.022を乗じて得た額
	<u>その他のもの</u>		時価に0.031を乗じて得た額
<u>令第7条第14号に掲げる施設</u>		<u>占有面積1平方メートルにつき1年</u>	時価に0.031を乗じて得た額
備考 1～8 (略)			

